



今月のテーマ 車両とパソコンの取得価額とすべき金額について

固定資産を購入した場合、貸借対照表の資産の部に計上するのが原則的な取り扱いとなります。購入時に本体価格以外の費用がかかった場合、資産の部に計上する金額はどのようになるのか。今回は身近な固定資産として車両とパソコンにしばって資産計上する取得価額についてご紹介します。

1. 資産の取得価額

固定資産を購入する際に支払った金額は、取得価額と呼ばれます。固定資産を購入する際には、本体だけでなく、その固定資産を取得・稼働するために支払う付随費用と呼ばれるものがあります。そうした付随費用のうち、固定資産を取得するために直接必要となる費用は基本的に取得価額に含めることとなります。例えば工場に機械を導入する場合に、その機械を据え付けるために工事が必要であるときは、機械本体の購入金額と据付工事の代金、そして稼働させるための試運転費を合算したものが機械の取得価額となります。

2. 車両の取得価額

車両を購入するとき、車両本体以外に様々な費用が発生します。支払う全ての金額を取得価額として資産計上し、減価償却費として耐用年数にわたって費用にすることもできますが、取得価額に含めず支払時の費用とすることができるものもあります。車両購入時に発生する一般的な費用について下表にまとめております。

支払内容	必ず取得価額 に含める費用	取得価額 に含めなくても よい費用	備考
車両本体	○	—	
オプション装備品	○	—	
ETCセットアップ費用	○	—	車両本体と別に購入した場合でも、車両の機能を上げる装備のため資本的支出として取得価額に含める ただし10万円未満であれば支払時の費用にできる
自動車税・取得税・重量税	—	○	
自賠責保険料	—	○	
OSS申請代行料	—	○	車庫証明などのワンストップサービス 申請代行費用
納車費用	○	—	
リサイクル関連	—	△	資金管理料金は支払時の費用、それ 以外は預託金として車両とは別に資 産計上
メンテナンスパック 割賦販売手数料	—	△	支払時は前払費用として資産計上 し、保証・割賦期間内で按分計算
借入金利息	—	○	
中古車購入時の未経過 自動車税・自賠責保険料 などの相当額	○	—	新オーナーが前オーナーに代わって 支払うまだ期間が経過していない税 金・保険料等

3. パソコンの取得価額

新しくデスクトップパソコンを購入する場合、本体・ディスプレイ・キーボード・マウス・電源ケーブルなど一括購入することが一般的です。これらの機器は一体でパソコンとしての機能を発揮するため、購入金額の合計額が取得価額となります。

デスクトップパソコンと一緒にプリンターやスキャナー等の周辺機器を購入する場合、周辺機器はそれ単体で機能を発揮する物であるため取得価額に含めません。また、ソフトウェアについては、パソコンを動かすための基本ソフトである OS は取得価額に含めますが、表計算ソフトのような機能を追加する目的で購入するソフトウェアは取得価額に含めません。

購入後にディスプレイが壊れてしまい交換品を購入したような場合には、取得価額に含める必要はなく支払時の費用とすることができます。